



福島医発第 3668 号(地)
令和 4 年 3 月 31 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

職場における積極的な検査等の実施手順に関する Q&A について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

「職場における積極的な検査等の実施手順」につきましては、令和 3 年 7 月 27 日付福島医発第 1299 号（地）等にて、ご連絡しているところです。

今般、本件に関連した Q&A が示された旨、厚生労働省より日本医師会を通じて周知依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 橋本朋也
会長 島田昇二郎

(健Ⅰ275)(健Ⅱ628)

令和4年3月28日

都道府県医師会 担当理事 殿

公益社団法人日本医師会

常任理事 釜 范 敏

常任理事 神 村 裕 子

(公印省略)

職場における積極的な検査等の実施手順に関するQ&Aについて（周知依頼）

今般、件名につきまして厚生労働省医政局総務課より本会宛に周知依頼がございました。

【別添1】

「職場における積極的な検査等の実施手順」につきましては令和3年6月8日付健Ⅰ52・健Ⅱ137にて、「職場における積極的な検査等の実施手順（第2版）」につきましては令和3年7月14日付健Ⅰ99・健Ⅱ210にて、既にご連絡をしているところであります。今般、これに関連したQ&Aが新型コロナウイルス感染症対策本部等より示されました。

つきましては、本件の主旨をご理解いただき、貴会会員ならびに貴会関係郡区医師会等への周知方につきまして、特段のご高配を賜われますよう、お願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和 4 年 3 月 22 日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省医政局総務課

職場における積極的な検査等の実施手順に関する Q&A について（周知依頼）

日頃より、医療行政の推進に多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

職場における積極的な検査については、新型コロナウイルス感染症対策本部等より「職場における積極的な検査等の実施手順」（令和 3 年 6 月 1 日付事務連絡）及び「職場における積極的な検査等の実施手順（第 2 版）」（令和 3 年 6 月 25 日付事務連絡）等において、実施手順等をお示ししているところです。

今般、これに関連し、新型コロナウイルス感染症対策本部等より、別添のとおりに Q&A が示されました。貴会におかれましては、これを御了知いただくとともに、都道府県医師会等に対し周知等の御協力をお願いします。

〔添付資料〕

別添 「職場における積極的な検査等の実施手順」及び「職場における積極的な検査等の実施手順（第 2 版）」に関する Q&A について

事 務 連 絡

令和 4 年 3 月 17 日

新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会構成員 各位

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部
内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

「職場における積極的な検査等の実施手順」及び
「職場における積極的な検査等の実施手順（第2版）」に関する Q&A について

平素より大変お世話になっております。

職場における積極的な検査については、「職場における積極的な検査等の実施手順」（令和3年6月1日付事務連絡）及び「職場における積極的な検査等の実施手順（第2版）」（令和3年6月25日付事務連絡）等において、実施手順等をお示ししているところです。

これに関連し、

- ・ 事業者が購入した抗原定性検査キットを従業員に持ち帰らせ、当該従業員が在宅で検査を行う場合の考え方
- ・ 全ての感染者に対する濃厚接触者の特定を含む積極的疫学調査を行わない自治体における、職場における積極的な検査等の考え方

について、別紙のとおり Q&A としてお示しします。各府省庁におかれましては、所管団体やその構成企業等及び独立行政法人等に対し、周知をお願いします。

問1 「職場における積極的な検査等の実施について」(令和3年6月1日付事務連絡(内閣官房、厚生労働省))等によって、事業者が購入した抗原定性検査キットを従業員に持ち帰らせ、当該従業員が在宅で検査を行うことは可能か。

答：

1. 抗原定性検査キットを適切に利用した経験等がある社員※については、当該企業が購入・保管しているキットを一定数持ち帰り、自宅等において必要に応じて利用することは差し支えない。

※ 当該事業者における職場検査のほか、薬局、イベント会場、飲食店等で利用方法について指導を受けたことがある従業員(誓約書等で確認)又は、利用方法について当該事業者等による講習(オンラインを含む)を受けた従業員。

2. 検査の実施にあたっては、検査管理者が、検査結果は必ず報告させ、陽性者には受診を確保すること。なお、可能な限りオンラインで立ち会い又は管理下において実施することが望ましい。

3. なお、事業者においては、抗原定性検査キットが医療現場や社会機能維持の場面でも使用されるものであることを踏まえ、必要と想定される量を勘案して購入するよう留意すること。

問2 オミクロン株が感染の主流の間、自治体が、事業所(高齢者・障害児者施設、医療機関、保育所、幼稚園、小学校等を除く。以下「一般事業所」という。)に対し、保健所による濃厚接触者の特定等を行わない場合において、一般事業所は、「職場における積極的な検査等の実施について」等で示されている、従業員の陽性判明時の当該従業員の「初動対応における接触者」の自主的な特定や、その後の感染拡大防止策(①当該接触者に対する帰宅・自宅待機指示及び②感染拡大地域における、保健所への検査対象者リストの提出、保健所の上の承認を得た上での当該接触者に対するPCR検査等の実施等)を行う必要はないか。

答：

1. 御指摘のように保健所が濃厚接触者の特定等を行わない場合には、「初動対応における接触者」の事業者による自主的な特定やその後の感染防止策(①・②)を行う必要はない。

2. ただし、一般事業所において陽性者が発生した場合は、

- ・ 事業所等で感染者と接触(※)があった者は、接触のあった最後の日から一定の期間(目安として7日間)はハイリスク者との接触やハイリスク施設への訪問、不特定多数の者が集まる飲食や大規模イベントの参加等感染リスクの高い行動を控えるよう、事業所内に周知する

- ・ 事業所等で感染者と接触（※）があった者のうち、感染対策を行わずに飲食を共にしたもの等は、一定期間（例えば、5 日間の待機に加えて自主的に検査など）の外出自粛を含めた感染拡大防止対策をとる

等の対応を行うこと。

この場合、感染拡大防止対策については接触者が自主的に行うことを基本とし、事業所等が一律に従業員等の調査や特定を行う必要はない。

※ 「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」（国立感染症研究所）を踏まえた感染者の感染可能期間（発症 2 日前～）の接触

3. なお、各自治体において、管内におけるオミクロン株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定や行動制限の方針を検討することとされているため、その方針をよく確認の上、対応いただきたい。

（参考）「B.1.1.529 系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」（令和 4 年 3 月 16 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000913725.pdf>

問 3 自治体が、一般事業所に対し、保健所による濃厚接触者の特定等を行わない場合において、一般事業所が自主的に接触者に対し PCR 検査等を実施するときは、行政検査となるのか。

答：

行政検査の対象とはならない。